

令和8年度即戦力保育士育成事業業務仕様書

1 事業の目的

本県において、保育の質向上のために保育士等の人材の確保が重要な課題となっている。そこで本事業は、保育士資格をもちながら保育施設に就職していない、いわゆる「潜在保育士」を対象に、香川県保育士人材バンクと連携を取りながら、県内保育施設への就職支援や保育士試験受験者向けの実践対策講座の開催などの事業を行うことで、保育士の人材確保を図り、安定的な保育提供体制の確保及び保育の質の向上に資することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 共通事項

①企画立案、進行管理、連絡会議の参加

- ・本事業の目的に沿って各業務の企画設計を行うとともに、業務の準備期間を含めた進行管理、連絡調整、その他必要な業務を行うこと。
- ・本業務において実施する各種講座で参加者を募集する場合は、できるだけ多くの参加者が確保できるよう、その実施内容（実施時期、会場選定、周知方法等）を十分に考慮のうえ実施すること。
- ・(2)の各業務の進捗状況を月次で報告するための様式を作成し、毎月10日までに前月分の業務報告書として提出すること。
- ・本業務に係る香川県保育士人材バンクへの登録者数について分析を行い、その結果を報告すること。登録者数の伸びが見られない時は県と協議し、改善策を考えること。
- ・県が主催して定期的に開催する連絡会議（県、香川県保育士人材バンク、受託者で構成）に参加すること。
- ・連絡会議では、業務の進捗状況のほか、今後の本事業に係る業務の進め方を説明のうえ、その内容について協議すること。

②会場借上げ、設営等

- ・各業務に必要な会場、附属設備、貸出器具等の借上げを行うとともに、事前準備、研修当日の会場及び設備等の設営、撤去、清掃、ゴミ処理等を行うこと。
- ・会場の選定にあたっては、参加者が参加しやすい環境（公共交通機関利用者の利便性、駐車場の確保等）に配慮すること。

③事業に係る広報、情報提供

- ・本業務で実施する各種講座等の広報にあたっては、事業目的等の理解を図るとともに参加者を増加させるため、効果的な内容とすること。
- ・香川県が管理する香川県保育士人材バンクホームページ等で周知するための広報物や情報等を提供すること。（参照先 <https://www.kagawa-hoikushi.com/>）

④その他

- ・受託業務の遂行に必要な経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、特に定めたものを除き、受託者がその支払いを行うこと。
- ・受託業務の遂行にあたっては、感染症対策及び安全対策を十分に講じるとともに、必要に応じて適切な保険に加入すること。なお、加入した保険の契約内容等が分か

る書類を、本業務に係る契約締結後、速やかに県に提出すること。

- ・受託業務の遂行にあたっては、香川県保育士人材バンクとの情報共有等、十分な連携を図ること。(参照先 <https://www.kagawa-hoikushi.com/bank/>)
- ・本業務で実施する各種講座等の参加者に対して、事業の効果を測るとともに今後の事業等を検討する上で効果的なアンケートを実施し、その結果を分析のうえ報告すること。また、参加者の県内保育施設への就職状況等を追跡調査のうえ、その結果を報告すること。
- ・本業務で実施する各種講座等については、その実施状況を写真撮影し、その画像データをJPEG形式で提出すること。なお、提出された画像データを県が使用できるよう、受託者が予め関係者等から使用許諾を得ること。

(2) 個別事項

①保育士試験受験者向け実技試験の対策講座

- ・講座は、保育士試験受験者を対象として委託期間中に2回以上実施すること。
- ・開催日程は、保育士試験の日程(年間2回)を考慮すること。
- ・講座参加者の保育士試験の受験状況を把握し、その結果を報告すること。

②潜在保育士復職支援セミナー

- ・セミナーは、潜在保育士等を対象として委託期間中に概ね3回実施すること。
- ・セミナーは、潜在保育士が抱える復職への不安やブランクによる情報不足を解消すること等を目的とした内容とすること。
- ・学生や保育施設等で働くことに興味がある人など、潜在保育士以外でも参加できる内容とすること。

3 契約限度額

2,669,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

4 その他

(1) 本事業実施に関する準備は受託者の責任において行うこと。

(2) 本事業の成果物並びにデザインの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は県に帰属する。この成果物等の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。

県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

(3) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 受託者決定後、協議により、採用された企画を一部変更することがある。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたとき(天災地変その他受託者の責

に帰することができない事由が発生した場合を含む) は、その都度、県と協議のうえ決定すること。